

2019年8月

マラソン大会運営団体に対して申入れを行いました。 申入れ終了

(本文)

消費生活ネットワーク新潟は、新潟県内で開催されるマラソン大会の運営団体に対し、要旨以下のような規約について、消費者契約法律に反するものとして削除・修正を求めました。

- ① 参加者の事故に際し主催者は責任を負わないとする条項
- ② 主催者の判断で大会を中止した場合に参加料を返金しない旨の条項
- ③ 過剰入金・重複入金の返金をしない旨の条項

その後、協議を経て、運営団体より、上記の申入れに概ね沿った内容で規約を是正するとの回答が得られたことから、消費生活ネットワーク新潟は、本件申入れ活動を終了することとしました。